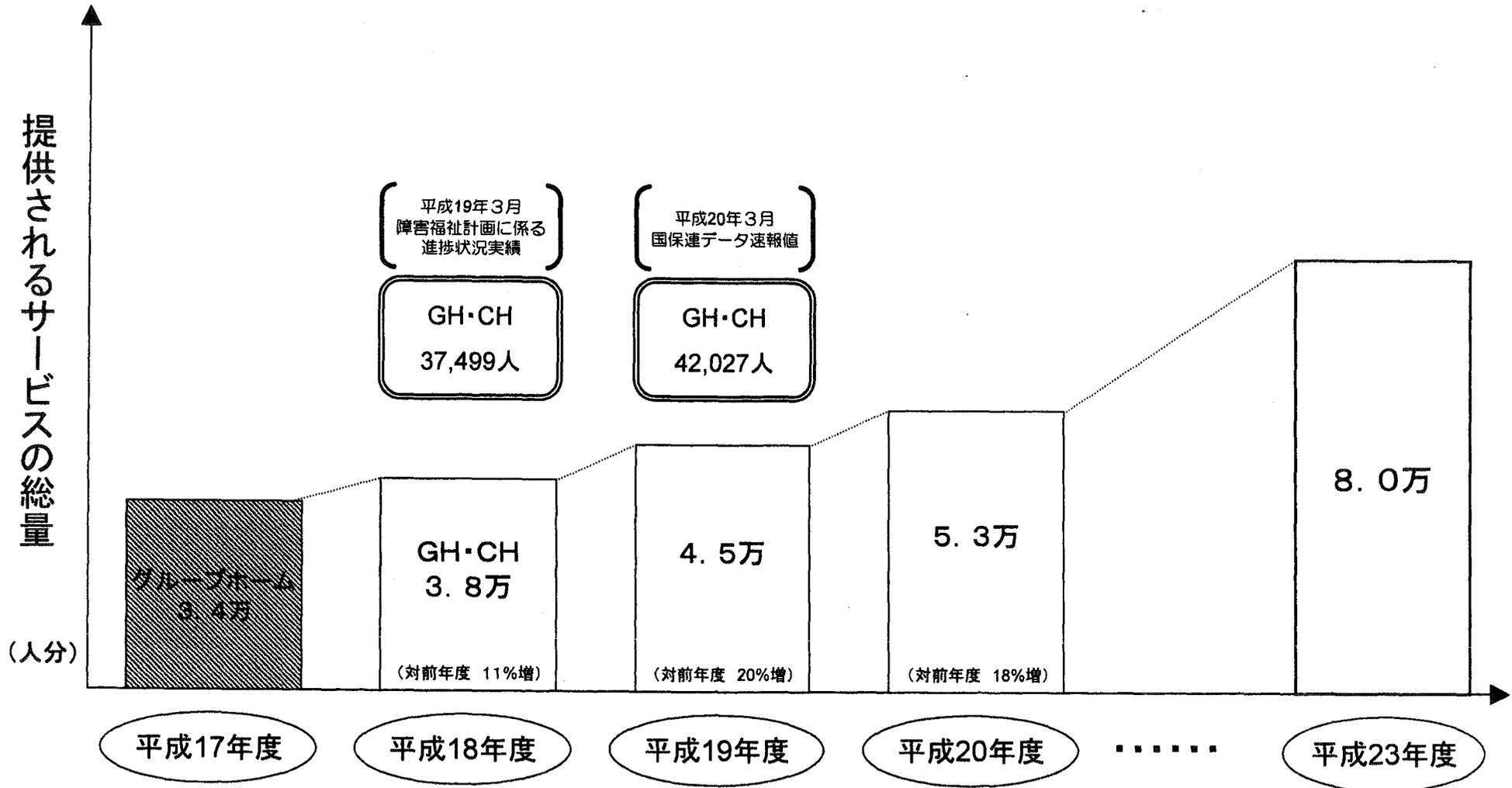


障害福祉サービス見込量の推移（居住系サービス）



グループホーム(共同生活援助)

【利用者】

- 就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。

- ① 障害程度区分1又は障害程度区分に該当しない知的障害者又は精神障害者
- ② 障害程度区分2以上の知的障害者又は精神障害者であっても、利用者が特にグループホームの利用を希望する場合

【サービス内容等】

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施。
- 利用期間の制限なし。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 世話人
→ 6:1以上又は10:1以上

(主な加算(1月につき))

【報酬単価】

- 171単位 (世話人の配置基準6:1以上の場合)
- 116単位 (世話人の配置基準10:1以上の場合)

+

- ・入院時支援特別加算: 561単位(入院期間が9日以上~7日未満)
1122単位(入院期間が7日以上)
→ 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服の準備など日常生活上の支援を行うとともに、退院後生活移行のため病院又は診療所との連絡調整を行った場合
- ・帰宅時支援加算: 187単位(帰宅期間が9日以上~7日未満)
374単位(帰宅期間が7日以上)
→ 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合

ケアホーム(共同生活介護)

【利用者】

- 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。

障害程度区分2以上に該当する知的障害者及び精神障害者

【サービス内容等】

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施。
- 利用期間の制限なし。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 2.5:1 ~ 9:1

(主な加算)

【報酬単価】

- 444単位 (障害程度区分6の場合)
- 210単位 (障害程度区分2の場合)

(1月につき)

+

(1日につき)

- ・入院時支援特別加算: 561単位(入院期間が3日以上~7日未満)
1122単位(入院期間が7日以上)
→ 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服の準備など日常生活上の支援を行うとともに、退院後生活移行のため病院又は診療所との連絡調整を行った場合
- ・夜間支援体制加算: 97(区分5・6)、52(区分4)、24単位(区分2・3)
→ 夜間、必要な職員を専任で配置する等夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合
- ・重度障害者支援加算: 26単位
→ 区分6であって重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象者が2人以上であり、より手厚いサービスを提供する場合

居住系サービスの実施状況について（20年6月時点）

グループホーム・ケアホーム・入所施設の利用者（入居・入所者数の障害種別内訳）

※平成20年6月 国保連データ速報値より

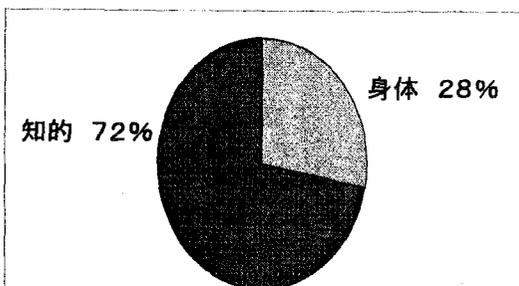
主な障害による分類（「旧入所施設」については、旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設及び旧知的障害者通勤寮を計上）

（単位：人）

〈参考〉

	グループホーム	ケアホーム	施設入所支援	計	旧入所施設
身体障害者	248 (+20)	1,190 (+124)	10,127 (+3,711)	11,565 (+3,855)	32,878 (-3,915)
知的障害者	10,280 (+435)	21,534 (+2,076)	15,922 (+6,753)	47,736 (+9,264)	83,995 (-7,675)
精神障害者	8,449 (+470)	3,041 (+416)	152 (+31)	11,642 (+917)	64 (+7)
計	18,977 (+925)	25,765 (+2,616)	26,201 (+10,495)	70,943 (+14,036)	116,937 (-11,583)

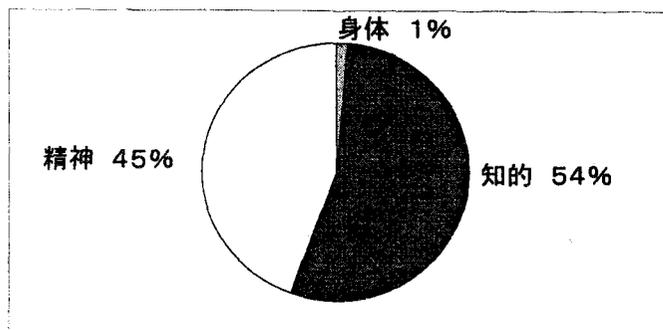
旧入所施設
（3障害別利用者数比率）



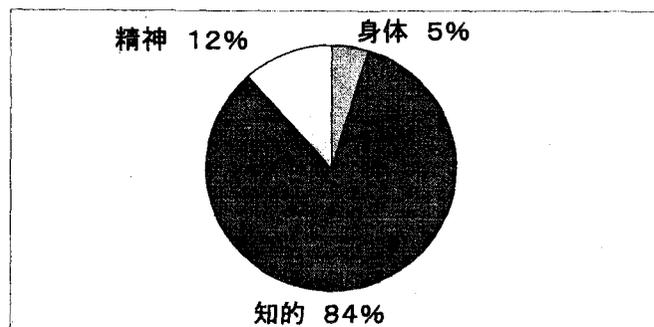
※1 括弧内については、平成20年1月におけるサービス提供量との差

※2 利用者数に障害児は含まない。

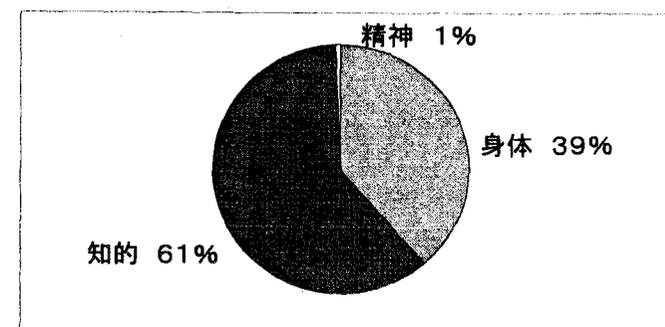
グループホーム
（3障害別利用者数比率）



ケアホーム
（3障害別利用者数比率）



施設入所支援
（3障害別利用者数比率）



グループホーム・ケアホームの整備推進について

1. グループホーム・ケアホームの実施に当たる敷金・礼金の助成

(1) 事業内容

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県

(3) 補助単価 入居者1人あたり133千円以内

(4) 補助割合 定額（10/10）

(5) 実施年度 18年度～20年度

2. グループホーム・ケアホーム整備費の助成

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置（平成20年度～）

(1) 事業内容

ア グループホーム・ケアホームの新設に要する整備費の助成を行う。

イ グループホーム・ケアホームを実施するアパート等においてバリアフリー化等に要する改修費の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

(3) 補助単価 ア 1共同生活住居あたり20,000千円以内

イ 1共同生活住居あたり 6,000千円以内

(4) 補助割合 1/2（都道府県(市)1/4、法人1/4）

(5) 実施年度 20年度～

福祉ホーム事業について

福祉ホームとは

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。（法第5条第22項）

※地域生活支援事業として実施

福祉ホームの設備運営基準(概要)

定員規模	5人以上
居室	原則として個室 1人あたり9.9㎡以上
設備	居室、浴室、便所、管理人室、共用室
職員配置	管理人
国庫補助	統合補助金であることから、個別事業の所要額に基づく配分は行っていない。

福祉ホームの設置数

380力所（平成18年 社会福祉施設等調査報告）

（身体障害者：71力所、知的障害者：68力所、精神障害者：241力所）

居住サポート事業（イメージ図）

